○内閣府・厚生労働省令第五号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　根本　匠

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府・厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号の二まで、様式第七号及び様式第八号（裏面）中「日本工業規格」を削る。

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

○内閣府・農林水産省令第四号

金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第十八号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　吉川　貴盛

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （金融庁組織規則の適用関係） **第四十条**　令附則第十八条の規定により金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）及び金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）を適用する場合における次の表の上欄に掲げる金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （金融庁組織規則の適用関係） **第四十条**　［同上］

読み替える金融庁組織規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第十項第三号	農水産業協同組合の	農水産業協同組合及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第十二条第四項第二号及び第四号において同じ。）の
［略］		

読み替える金融庁組織規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第八項第三号	農水産業協同組合の	農水産業協同組合及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。第十二条第四項第二号及び第四号において同じ。）の
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。